

## 町・県民税 申告相談 の日程

- 申告場所 町民税務課(役場1階) ●受付場所 役場町民ホール
- 受付時間 【午前】9:00～11:00 【午後】13:00～16:00

月 日	対象地区等	月 日	対象地区等
2月18日(月)	長老	3月 4日(月)	湯原仲町・東町・田中
2月19日(火)	大原	3月 5日(火)	瀬見原
2月20日(水)	横川	3月 6日(水)	矢立、関上4班・5班
2月21日(木)	滑塚、境沢	3月 7日(木)	関上1班・2班
2月22日(金)	◆書類不備で再提出の方	3月 8日(金)	◆書類不備で再提出の方
2月25日(月)	滑津	3月 9日(土)	◆平日日程の都合がつかない方
2月26日(火)	峠田上組・中組	3月11日(月)	関上3班・6班・7班
2月27日(水)	峠田下組	3月12日(火)	関下1班・2班・3班・4班
2月28日(木)	湯原荒町	3月13日(水)	関下5班・6班・7班
3月 1日(金)	◆書類不備で再提出の方	3月14日(木)	干蒲
3月 2日(土)	◆平日日程の都合がつかない方	3月15日(金)	◆平日日程の都合がつかない方

## 申告相談 Q&A

Q



確定申告が終わった後の帳簿や書類はいつまで保管が必要ですか？

A

個人で事業や不動産貸付け等を行うすべての方は、記帳と帳簿書類の保管が必要で、下表のとおり保存期間が決められています。



	保存の必要なもの	保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表、その他の書類	5年
	業務に関して作成し又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書等の書類	5年

平成29年分の確定申告から領収書の提出の代わりに医療費控除明細書の添付が必要となりましたが、医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があり、税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。

●お問い合わせ 町民税務課 ☎37-2193 (担当：黒澤)

## 平成31年度 町・県民税

# 申告相談

今年も町民税・県民税の申告をしていただく時期になりました。  
この申告は、平成31年度の町・県民税を算出する基礎となるほか、国民健康保険、介護保険料、後期高齢者保険料及び所得証明書等の資料となる大変重要な手続きです。

**申告がない場合は、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者保険料の軽減や国民年金保険料の減免などが受けられません。また、収入がなかった方(給与所得者の扶養になっている方など)も申告をしないと所得証明等の証明書が発行できない場合がありますのでご注意ください。**

### ◆申告が必要な方は！

平成31年1月1日現在、七ヶ宿町に住所がある方。  
ただし、税務署に確定申告書を提出する方、給与所得のみで勤務先において年末調整がお済みの方は申告の必要はありません。

※高齢等のため申告相談に来庁できない方は、お電話にてご相談ください。  
※株式の譲渡や土地、建物の譲渡など申告の内容によって税務署にご案内する場合があります。

### ◆申告相談に必要なもの

- ①印鑑(シャチハタ以外)
- ②預貯金通帳又は口座番号の控え
- ③税務署から届いた「確定申告のお知らせがき」(送付された方のみ)
- ④マイナンバーが確認できるもの(マイナンバーカード又はマイナンバー通知カード)
- ⑤本人確認ができるもの  
(運転免許証等顔写真付きのもの1点又は顔写真のない公的医療保険証等の場合は2点)
- ⑥平成30年分源泉徴収票(給与、年金)
- ⑦農業、営業、山林、不動産所得者…帳簿等の収支内訳書と必要経費の領収書等
- ⑧その他所得のある方…その収入や必要経費の分かるもの
- ⑨生命保険料、地震保険料等の控除証明書
- ⑩医療費控除…医療費の領収書、医療保険の給付金等の補てんされた金額が分かるもの  
(あらかじめ1年間分の合計を計算してください)
- ⑪薬局等から購入したセルフメディケーション対象のレシート等  
(医療費控除といずれか選択)